

第6次日韓会談の一般請求権小
委員会第6回会合

3 6 . 1 2 7
北東アジア課

1. 一般請求権小委員会第6回会合は12月7
日午後2時より同3時30分まで外務省234
号室において次のとおり双方委員出席の下に
開催された。

日本側出席者

主 査	大蔵省理財局	宮 川 局 長
副主査	"	吉 岡 次 長
"	外務省アジア局	卜 部 参事官
補 佐	大蔵省理財局総務課	亀 得 課 長
"	" " 外債課	桜 井 課 長
"	" 管財局管理課	本 間 課 長
"	" " "	森 事 務 官
"	" 理財局外債課	金 子 事 務 官
"	" " "	杉 田 事 務 官
"	外務省条約局法規課	小 木 曾 課 長
"	" " "	小 和 田 事 務 官

ヤ
ク
回

補佐	外務省アソ局北東アジア課	柳谷	事務官
"	" " "	杉山	事務官
"	" " "	渡辺	事務官
"	" " "	久一	事務官

韓国側出席者

主席委員	弁護士	金潤根
委員	韓国銀行副総裁	高範俊
"	産業銀行理事	洪升熹
"	韓国銀行参事	李相徳
"	通信部郵政局郵便貯金課長	金洛天
"	外務部政務局亞州課	金太智

2. 議事要旨

- (1) 冒頭、宮川主査より、要綱4につき日本側公式見解を述べるとして、別添の見解を読み上げた。(韓国側の要望により同メモを8日先方に手交した。)
- (2) これに対し、金主査より、日本側の説明により大体の輪郭がわかった、韓国側のこれに対する具体的説明は次回に譲ることとし、本日は韓国側の基本的立場につき簡略に説明すると前置した後、韓国側の請求理由は、軍令33号により在日支店の財産が在韓の本店に移されたとか、法人の国籍が同軍令により韓国法人に変わったからということではなく、当該法人は終戦前より韓国法人であり、その在日財産は(有体財産を含め)当該法人のものであつたということに基づいてその返還を請求するものである。従つて、前回も述べたとおり、在日財産の帰属は軍令33号と直接関係ない、軍令33

号により帰属したものは韓国法人の株式のうち、日本人所有分である株式の所在地は本店の所在地である韓国にあるもので、その株が韓国に帰属したとすれば全部が帰属したことであつて、その効果が可分的だと言ひ得る規定は軍令33号には見当らず、日本側の主張は受入れられない、日本側はSCAPINに言及したが、韓国側の了解では、SCAPは一定法人の在日支店財産を閉鎖したが、このような措置はその法人が戦争目的遂行のため活動したことを理由としたにとどまり、そのSCAPINに韓国法人の在日財産を日本に帰属せしめる法的根拠を発見することはできない、以上が日本側説明に対するとりあえずの意見であると述べた。

- (3) 引続き、金主査より、前回の会議で合意されたところに従つて、日本側より、在日財産の処理の具体的法的根拠について承り

たいと述べたので、宮川主査より、本項に
関しては日韓間の見解に相当な懸隔があり、
日本側としては在日財産が如何に処理され
たかは請求権の範囲外であると考えるが、
説明を聞きたいとの韓国側の強い御要望も
あり、友好関係維持の観点からも本件処理
について御参考までに簡単に申し上げると
して次のとおり説明した。

「韓国に本店を有していた閉鎖機関およ
び在外会社の清算は、いずれも S C A P I
N およびこれを受けて制定された日本法令
に基づいて、これら法人が日本国内に有し
ていた財産を対象として、これに対する債
権者への弁済、株主への残余財産の分配を行
なうことを趣旨として行なわれた。閉鎖機
関については、朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行お
よび朝鮮信託銀行は清算を結了したが、朝
鮮金融組合連合会は、資料不足もあり、未
だに清算中である。

在外会社については、184社の清算を
終了し、現在清算中のものは、朝鮮金融組
合連合会を構成する金融組合および産業組
合の外3社である。」

また、本間委員は、韓国側の質問に答え
(1)清算未終了の在外会社は、朝鮮金融組合
連合会を構成する金融組合および産業組合
約600を一つと考え、このほか3社であ
る。(2)在日財産はその債権債務を整理し、
資産が残れば分配する、清算終了というこ
とは残余財産の分配も行なわれたことを意
味する、と補足説明した。

(4) 吉岡副主査より、金主査の発言によれば法人の国籍は軍令によつて移つたものではなく、戦前より韓国法人であつたということであるが、韓国側の意味は当該法人の本店が韓国にあつたという意味とも思われるところ、極端な例として、(イ)株主がすべて韓国人である場合、(ロ)株主がすべて第三人である場合、(ハ)株主がすべて日本人である場合を仮定し、(イ)(ロ)の在日財産は問題にしない、われわれは(ハ)について検討している、このように了解してよいかと質したところ、金主査は、株主の構成比率は法人の国籍とは直接関係ないと述べた上、いまの吉岡副主査の質問に対しても次回に答えることとしたいと答えた。吉岡副主査より、自分の了解では、韓国側は軍令33号による接收の効果が在日財産を含めた全体に及ぶと解しているのに対して、われわれは軍令による接收の効果は在鮮米軍の権力の及

ぶ範囲に限られるもので在日財産には及ばないという立場をとつているというだけを申し上げておきたいと述べた。

金主査より、法人の性格には株主の構成比率は問題でない、日本人の出資者の地位が軍令33号により帰属した結果、当該法人が韓国法人になつたということではないと述べ、更に、閉鎖された朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託銀行の残余財産の処理に関し、韓国人株主の財産はどうなつたのかと質したので、宮川主査より、韓国人株主については残余財産の分配に当つて分配金を留保してあると答えた。これに対し、金主査より、在日財産の清算の場合、本店の負債も考慮されるべきと考えたが、その点どうかと質したところ、本間委員より、閉鎖機関については在日財産の債権債務を清算することになつており、本店の負債は清算の対象になつていないと答えた。

官川主査より、要綱4.に關し、韓国側の見解をメモでいただきたいと述べ、また、卜部副主査より、韓国側が軍令33号に關係なく韓国法人であつたと主張される点もメモにされたいと述べ、韓国側の了承を得た。

- (5) 金主査より、韓国側の主張はあくまで韓国法人の在日財産のすべてを請求するものであり、SCAPの指令の内容はよく承知していないが、在日支店の清算に当りSCAPが日本に対し不当な利益を与えたとは考えられないので、本店の負債も当然考慮さるべきものと解する、残余財産に対する韓国人の持分の關係もあり、清算された在日支店財産の対象、財産清算状況につき書面で内容を知らせてほしいと述べたのに対し、官川主査より、日本側の考え方は、前述のように、閉鎖機關、在外会社ともにその在日支店財産を返還する必要はない、た

だ韓国人株主の権利は保護されているとい
うのであつて、これ以上立ち入つて説明す
る必要はないと考える、また、関係の数值
は龐大で簡単には調製できず、御要望には
そいえないと述べたところ、金主査より、日
本側は本件が本小委員会の範囲外と主張さ
れるが、韓国側は韓国人株主の持分、権利
を含め在日支店財産のすべての返還を主張
しており、これは当然韓日会談の議題に入
ると考えると述べた。

(6) 宮川主査より、資料については、直ちに調製できるものとできないものもあり、また特殊事情があつて明らかにしえないものもあるので、内部で相談の上改めてお答えしたいと述べた後、他方、従来よりも申し込んでいるが、米韓協定で韓国側に引渡された財産のリストを提出してほしいと述べたところ、李副主査より、要綱 4 とどういう関係があるのかと質したので、日本側より、直接関係はないが全般的にはすべてに関係すると述べたのに対し、金主査より、その点については次回に説明すると述べた。

金主査より、本間課長は在日財産の処理は在日支店中心に清算されたといわれたがそれは在日支店名義の債権債務の処理のみを行なつたという意味かと質したところ、本間委員より、在日財産は located in Japan という考え方により清算したものであり、支店名義ということではないと述べた。

(7) 李副主査より、資料は厩大であろうが是非出していただきたいと述べ、金主査よりも本項は議題に入っている以上討議できる筈だ、なるべくなら十分説明され自分達を納得させてもらいたいと述べたので、卜部副主査より、韓国側の見解は自分達としてわかるものもあるがわからない部分もあり、瞬昧模糊としているので、詳しい法律の見解をなるべく早くメモで提出ありたいと述べた。これに対し、金主査より、韓国側の見解はメモにしよう、しかし在日財産の処理状況は是非説明してもらわなければ、このままではすまされないと述べたので、宮川主査より、韓国側は主として韓国人株主に対する清算財産の分配を要求するので、せめてその分の資料を明らかにしてほしいと言われるのかと述べたところ、金主査より、それも当然含まれている、それ故議題の範囲内であると強調した。

(8) 金主査より、本日の会議はこの程度とし、次回に日本側の意見を聞き、要綱4についての討議を続けたいと述べたところ、官川主査より、メモにより意見の交換を行なうことはよい、しかし、第1回会合に申した如く、この段階で最終的結論を出す必要は必ずしもなく、全項目をひとつおき終つた後で帰つてくることもできる、従つて、次回要綱4をさらにやるとしても、引続き要綱3についても意見を承りたいと述べたので、金主査より、要綱4の討議の後、次の項に移ることは異存ないが、要綱3と5は連関があるので同時に行なうと述べた。

(9) ト部副主査より、韓国側の全項目に関する説明は一応年内に終るようにしてもらいたいと述べたのに対し、金主査より、審議を急ぐあまり双方の意見の交換ができないのではおかしいので、年内に終るかどうかはわからない、項目により臨時小委員会を

作っているが、議事の進行を図るためもつと自由な雰囲気という意味で非公式会合で討議を進めるのも一案ではないだろうか」と述べたので、宮川主査より、進行をできるだけスピードアップすることで努力するとしても、年内に一応終ることは難かしいかもしれないと述べた。金王主査より、第5項は性質の違つた種々のものがあるので時間を要しよう」と述べた。

- (10) 次回会合は14日(木)午後2時と合意された。(その後15日(金)午後2時と変更された。)

3. 新聞発表

双方協議の結果「本会合においては要綱4に関し意見の交換が行なわれ、次回は、さらに要綱4の検討を続けた後、次の項目に進むこととなつた」ということになつた。

別添

韓国側請求要綱4に関する日本
側見解

(36.1.27 宮川主査発言要旨)

前回の小委員会会合において、韓国側は要綱4に関する請求にあたり、その請求の法的根拠を、これら要綱4の対象となる法人はすべて“韓国法人”であるからその在日財産を請求するものであると説明されたのであります。

韓国側がこれら在韓法人を“韓国法人”とされる理由については、未だ明らかに示されてはいませんが、韓国側の論拠が具体的にいかなるものであるにしても、在日財産に対する主張は成立し得ないものと考えます。すなわち、

- (1) そもそも、私有財産尊重の原則は国際法上確立した原則であります。すなわち、領域の分離割譲の場合においても、その分離割譲された地域に存在する私有財産はなんら影響をうけるものではなく、新領有国は従来どおりこれを尊重する義務があります。したがって、韓国の領域が日本の統治下から分離したこと

を理由に在韓法人の財産の所有権が韓国側に移転したとの主張をされるのであれば、それは成立する余地がないと考えます。また、これを法人の国籍の問題としてみても、その国籍がいずれの国にあるにしましても、法人の財産は、直接的には法人自体、究極的にはその構成員である株主（etc）に帰属するものと考えざるを得ません。すなわち、法人の国籍が仮りに韓国に移つたとしても、これを理由にその法人の財産の帰属が変わつたとすることはできないと考えます。

以上のように、韓国側がいずれの論拠によられるにしても、在韓法人の所在地の独立ないし在韓法人の国籍の移動を理由に、これら法人の在日財産に対して韓国政府として請求権を主張される理由はなんら存在しないと考えるものであります。

(2) つぎに、韓国側の主張が、軍令第33号によつて、韓国政府がこれら法人の株式を取得されたとして、このような株主権に基づいてその在日財産に対する請求を行なわれるというものであるならば、軍令第33号による当該法人の株式取得ということの内容が問題となるわけでありませう。

そもそも、軍令第33号による米軍政府の在韓日本財産処理は、正当な補償を伴わない外国人私有財産の収用であつて、国際法上没収（confiscation）に相当する措置であります。すなわち、

(1) 一般国際法上、このような没収法令の効果は、一國の管轄権の及ぶ範囲にある財産に限られるものであつて、この範囲をこえる効果は、直接的にせよ間接的にせよ、これを主張しえないことは確立した原則であります（territorialityの原則）。

(2) また軍令第33号について具体的に見て

も、第5次会談でわれわれが申上げたように、在鮮米軍司令官の権能は、連合国最高司令官の下部機関として、その管轄区域が限定されていたことは明示されていたところでありまして（ Office of the SCAP Directive

No. 2. 第3項）、かかる地域的限定をうけた権能に基づいて発した軍令の対象が、当然管轄地域にある財産に限られることは、明らかであります。のみならず同軍令自体も明文でその対象を「本軍政庁管轄内に存在する財産」（ "property located within the jurisdiction of this command" ）

と規定しています。したがって、同軍令の効果として、米軍政府が、明らかにその管轄範囲外に所在する財産に対して権利を取得したとすることは不可能といわざるをえないのであります。

(4) さらに、SCAPの指令に基づいて行なわれた在日財産の実際の処理もこのような

国際法の基本原則に基づいた法的立場を裏書きするものであります。すなわち、閉鎖機関及び在外会社に関して発せられた諺SCAPINは、これら法人の従前からの株主関係を前提として、在日財産に関する清算措置を指令しているのであります。もしかりに韓国側の主張されるように、軍令第33号による株式接收の効果が在日財産に及んだとすれば、在日財産の整理は一切を韓国財産とする立場から行なわれたはずであります。実際は、このような処理がなされなかつたという事実によつて、これら法人の在日財産は在鮮米軍政府によつてとられた措置と全く無関係であつたことが明らかであつたと申さねばなりません。

以上の原則及び基本的事実からみて、韓国側が、明らかに米軍政府の管轄範囲外に所在している本件在日財産に対して、軍令の効果として、いかなる権利をも取得されたものでないことは、明白であると考えます。(以上)